

令和7年度宮崎県家畜商講習会開催要領

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定に基づき、令和7年度宮崎県家畜商講習会を下記のとおり開催する。

記

- 1 講習の目的
家畜の取引業務に必要な知識の習得を図る。
- 2 講習の対象者
家畜の取引業務に従事するため家畜商免許を必要とする者で、宮崎県暴力団排除条例第2条第4号に該当しない者。
- 3 開催日時及び場所
 - (1) 開催日時 令和7年11月6日（木）及び11月7日（金）
午前9時から午後5時まで
 - (2) 開催場所 宮崎県庁1号館5階 第3・4会議室
（宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号）
- 4 講習科目及び講習時間
 - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
 - (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
 - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 5 受講手続
 - (1) 申請 受講希望者は以下のアからオの資料を所管農林振興局（西臼杵管内にあっては西臼杵支庁）に提出することにより申請手続を行う。
 - ア 必要事項を記入した家畜商講習会受講申込書
 - イ 受講手数料 3,300円（宮崎県収入証紙）
 - ウ 写真（申込前6ヶ月以内に撮影した上半身、正面、無帽で本人と識別できるもの）
 - エ 講習の特例措置を受ける者は家畜人工授精師等の免許証の写し
 - オ 宮崎県暴力団排除条例に係る誓約書
 - (2) 申請期限 令和7年10月10日（金）
 - (3) その他
 - ・申請時に徴収した受講手数料は返還しない。
 - ・県外に在住する者は10月10日（金）まで（必着）に宮崎県農政水産部畜産局畜産振興課（〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号）に直接提出すること。

6 講習の特例措置

獣医師法（昭和24年法律186号）第3条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令第1条の4第1項第2号及び第3号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。

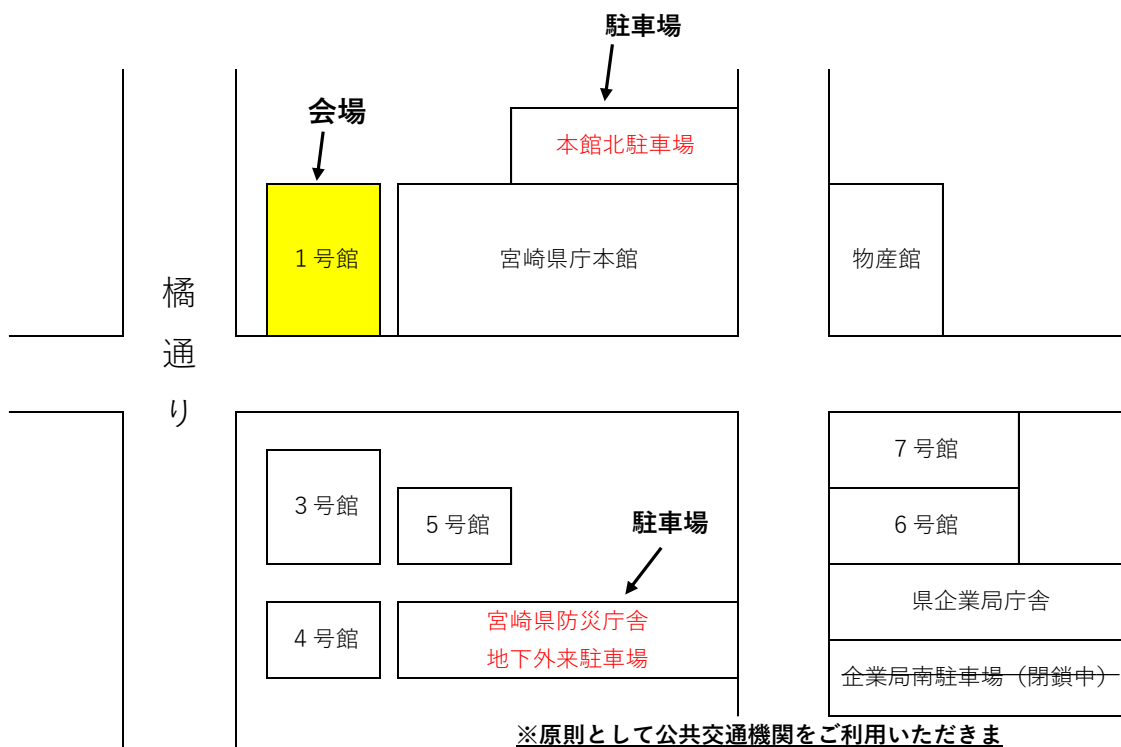
7 講習会修了証明書の交付

所定の講習科目を修了した者には、講習会終了後、講習会修了証明書を交付する。

8 その他

- (1) 初日の講習会受付は、午前8時30分から午後8時50分までの間に行い、講習会開始後は受け付けない。
- (2) 筆記用具を持参すること。
- (3) 講習会テキスト（3,700円）は、当日受付で斡旋するため、お釣りが出ないように準備すること。
- (4) 駐車場については数に限りがあるため、自家用車での来場は極力控えること。

(講習会場案内図)



**※原則として公共交通機関をご利用いただきますよう、お願いいたします。
自家用車での来場は極力ご遠慮ください。**